

# 個別支援保育 利用申込の流れ

## 1. 利用対象児童

下記の両方に該当する児童が対象です。

- ・集団保育が可能な児童
- ・集団保育の中で**個別の配慮が必要と判断される児童**（心身の発達の遅れや障がい、疾病、その他）  
※医療的ケア（インスリン投与・喀痰吸引・経管栄養・酸素療法・導尿など、医師の指示に従い看護師が行う処置）を必要とする場合は、入所申込前にご相談ください。



## 2. 個別支援保育の内容

- ・個別支援保育では、お子さまの状態に応じた個別の配慮を行います。  
（あくまでも集団保育であり、保育者が1対1で対応するものではありません。）

## 3. 申込みの流れ

### (1) 【利用申込み】

<受付場所> ※在園児は、原則、園へ必要書類の提出をお願いします。

- ・一斉受付期間 10月3日（月）～10月19日（水）：大講堂（東棟3階） ※土日祝は除く  
午前9時～11時30分 午後1時～4時30分 ※10月7日（金）は、18:00～20:00も受け付けいたします。
- ・一斉受付期間外：こども発達支援課（東棟2階5窓口） / 8:30～17:15

<必要書類> 次の①～④をご提出ください。

- ① 通常保育の申込書類一式（詳しくはP5を参照してください。）
- ② 「児童状況調査票」（様式②）
- ③ 「個別支援に関する保護者の意見書」（様式③）
- ④ 下記①～③のうち、取得しているものすべての写しをご提出ください。（②～③のうち、いずれか1つは必要）  
※個別支援保育を継続して利用する場合も、毎年ご提出ください。

①「身体障害者手帳」①「特別児童扶養手当証書」②「療育手帳」④「通所受給者証」

②「小児慢性特定疾患児手帳」②「指定医療費（指定難病）医療受給者証」

④「発達検査結果等の発達状況に関する所見」

（様式④-① または 病院・行政機関の様式で発行された発達検査結果など）

②「集団保育に係る医療的所見（経費については保護者負担とします）」

（様式④-②は、新規または転園申込み児童（分園→本園・小規模→連携園への進級は除く）で、通院中の方のみ、主治医より記載してもらい、提出。

※様式②～④は保育こども園課窓口にて受け取り、もしくはうるま市ホームページ（QRコード）よりダウンロードしてください。

※④は発行日より2年間有効です。  
既に個別支援を利用中の方で、④又は②の要件で該当している方で、有効期間が不明な場合は、こども発達支援課までお問い合わせください。



### (2) 【個別支援保育の必要性の確認】

提出された申請書類を確認し、個別支援保育の必要性を検討します。

### (3) 【行動観察の実施】

※提出された書類等では、集団保育の可否や個別支援保育の必要性について判断が難しい場合のみ、行動観察を行い、確認いたします。

<行動観察の内容>

子育て支援センター等で2時間程度の予定で実施いたします。

保護者とお子さまで参加していただき、公認心理師・保健師・巡回相談員・保育士等が、お子さまの遊ぶ様子から、他児との関わりや行動を観察し、状態を把握します。  
また、お子さまの様子や成育歴などについて保護者に確認いたします。

<実施時期>

1. 一斉受付期間の場合 : 令和4年10月下旬を予定
2. 一斉受付期間外の場合 : 必要に応じて実施

※行動観察の実施日・場所などについては、決定後、保護者に個別に通知いたします。



### (4) 【利用調整（入所調整）】

個別支援保育利用を申請される方は原則入所可能となりますが、施設の空き状況により、希望園以外で入所調整が必要となる場合がございます。ご了承ください。